

令和7年度宮古市奨学生募集要項【在学者向け】

1 応募資格

次のすべてに該当すること。

- (1) 保護者が市内に住所を有していること
- (2) 本人が高等学校又は大学、高等専門学校、専修学校の専門課程等に在学していること

2 奨学金の貸付金額

月額、入学時加算額は一万円単位で選択できます。入学時加算は4月中に申請された場合のみ加算できます。

学 校 種 別	月 額	入学時加算額
高校	4万円以内	10万円以内
大学等	8万円以内	30万円以内
大学等(特別奨学生)	16万円以内	30万円以内

※特別奨学生：大学等学生のうち、授業料等が他の大学等と比較して高額であると市長が認める方

3 貸付期間 正規の修業年限の範囲内で希望する期間を選択できます。

4 申請期間 令和7年4月1日（火）から随時受け付けます。

5 申請方法

次の書類を提出してください。申請書は、学校教育課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 奨学金貸付申請書（本人自署）
- (2) 在学証明書（在学している高校・大学等が発行するもの）
- (3) 学費等が確認できる書類

6 特別奨学生として申請を希望する場合

- (1) 事前に学校教育課へお問合せください。
- (2) 特別奨学生として申請する場合は、次の書類も提出すること。

①小論文

- ・A4縦書き、20×20字、1,200字以上1,600字以内とすること。
- ・1行目を表題、2行目を氏名、3行目以降を本文とすること。
- ・表題及び本文は「在学学校での取組、進学希望校での目標、卒業後の進路設計、奨学金の必要性」等について自由に書くこと。

②授業料・入学費用等が確認できる書類

(3) 面接

申請後、市が指定する日に面接を行います。

7 申請先

027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市教育委員会事務局学校教育課学校教育係 TEL 0193-68-9116

8 貸付の決定 奨学金の貸付けは、市長が決定して、結果を申請者に通知します。

9 連帯保証人

奨学金の貸付けを受けようとする方は、連帯保証人（父母等の親権者、後見人等）を1人立てなければなりません。

～連帯保証人～

連帯保証人となる方は、借受者となる方に奨学金の返還を履行させる義務を負い、奨学金の借用に係る一切の債務の支払いについて、連帯して返還の責任を負います。

借受者となった方が、奨学金貸付終了後に返還をしない場合などは、市から返還の請求を受けることがあります。

10 誓約書の提出

奨学金の貸付けの決定を受けた方は、連帯保証人と連署のうえ市で定める期間内に誓約書を提出しなければなりません。

（1）借受者本人の誓約内容

- ・宮古市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則を堅く守ること。
- ・学業に励み、借受者としての責任を果たすこと。

（2）連帯保証人の誓約内容

- ・借受者としての責任を果たさせること。
- ・奨学金の返還その他の義務について履行させること。
- ・奨学金の借用に係る一切の債務の支払いについて連帯して責任を負うこと。

11 重複貸付の禁止

（1）他団体の奨学金が貸付型の場合

- ・宮古市奨学金の貸付けを受ける方は、原則他団体の奨学金の貸付けを受けることができません。
- ・他団体の奨学金の貸付けを受けている場合でも、宮古市奨学金の貸付けが決定した場合に、他団体の奨学金を取りやめることにより、宮古市奨学金の貸付けを受けることができます。

その場合は、他団体の奨学金の返還が卒業前に開始される場合もありますのでご注意ください。

（2）他団体の奨学金が給付型の場合

他団体の奨学金が給付型の場合は、宮古市奨学金制度による併用の制限はありません。

他団体の奨学金制度により制限がある場合があります。

12 貸付中の手続き

奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年4月に在学証明書の提出が必要となります。

本人、保証人等に住所等の異動があった場合は、異動の届出が必要となります。

13 返還期限（令和6年4月以降に貸付が開始した場合）

宮古市奨学金は、無利息です。

奨学金の貸付けを受けた方は、貸付期間満了後、次の期間内に返還が必要となります。

貸付総額	返還期間	貸付総額	返還期間
100万円未満	10年以内	400万円以上500万円未満	30年以内
100万円以上200万円未満	15年以内	500万円以上700万円未満	35年以内
200万円以上300万円未満	20年以内	700万円以上	40年以内
300万円以上400万円未満	25年以内		